

請 願 項 目		採 択
啓 発	① 「てんかん月間」(10月)、「世界てんかんの日」(2月第2月曜日)を国民に周知し、てんかんへの理解を進め、てんかん発作の正しい介助法などを広報してください。	○
医 療	② てんかん診療の地域格差を解消し、安心して治療に参加できる制度の維持・充実を図ってください。	○
	③ 難治てんかんの克服に向けた、研究と開発を推進してください。	
福 祉	④ てんかんの障害特性に配慮して、福祉サービスや相談窓口を全国で格差なく利用できるよう整備し、推進してください。	○
労 働	⑤ てんかんがあるだけで職業上の制限が生じることがないように、働く場の機会の充実を図ってください。	○
教 育	⑥ てんかんがあることを理由に教育現場で指導・活動に制限が生じないように、安心して学習できる生活指標の基準を明確にしてください。	—
	⑦ 教職員や児童・生徒を支援するコーディネーターなどを対象とする研修の機会を充実し、適切なてんかんの基礎知識を普及してください。	
交 通	⑧ 障害のある人を対象とする交通運賃減額事業について、精神障害者保健福祉手帳への対象拡大の基本姿勢を政府として改めて示してください。	—
	⑨ 鉄道施設や自動車運転などでの交通安全に有効な技術やシステムをより多く活用し、てんかんのある人も安全に社会生活が送れる環境整備を推進してください。	